

令和2年度第1回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会会議録

- 1 日 時 令和2年7月28日（火）10時～10時56分
- 2 場 所 旧消防庁舎4階 コミュニティ防災センター
- 3 出席者 15名
藤田豊治委員、片平恵美委員 本田郁代委員、藤原雅彦委員
小野英昭委員、神野恵子委員、竹林宏憲委員、宮前港委員
三木由紀子委員、杉本真泉委員、原寿也委員、眞鍋慶子委員
可児正紀委員、横井良枝委員、原正夫委員
欠席者5名
小野清委員、檜垣晃平委員、山田初代委員、山田ミワ子委員
羽田雅晴委員
事務局 人権擁護課長 青木隆明、同係長 園部剛成
- 4 傍聴者 なし
- 5 協議題
 - 1 令和元年度に実施した事業について
 - 2 「人権に関する意識調査」の結果について
 - 3 「新居浜市人権施策基本方針」の改訂について
 - 4 「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」の改正について
 - 5 その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、令和2年度第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

私は、当審議会事務局の人権擁護課の青木です。まず、会議の公開につきましては「新居浜市審議会の公開に関する要綱」により原則公開することとなっており、傍聴を認め会議録を公開することとしておりますので、ご了承ください。ただし今後の審議内容によっては、審議会の長が審議会に諮り非公開とすることもございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進行させていただきます。まず、開会にあたりまして、原市民環境部長がご挨拶申し上げます。

部長【開会挨拶】

委員の皆様には、第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から本市市政の発展に、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、平成28年度には、国において人権に配慮しながら差別の解消を目指していく、3つの法律が制定されました。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」そして「部落差別解消推進法」の3つの法律が施行されたことにより、人権の21世紀を進化させて差別の無い社会を実現するため、地方自治体においても着実な取り組みが必要となってきております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本審議会の開催が遅れる結果となりましたが、今後は本審議会におきましてもこうした法律の施行後における社会情勢を考慮しながら、様々な人権問題について委員の皆様から頂いたご意見をもとに、本市の人権尊重のまちづくり条例に規定されている「新居浜市人権施策基本方針」の改訂作業に、取り組んでいきたいと考えております。

本日は、市が令和元年度に取り組んできた人権に関する各種事業の実施状況等についてもご報告いたしますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から様々なご意見を賜りますようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、最後まで よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」で、会議は委員の過半数の出席がなければ開催できないことになっております。本日は委員総数20名に対して15名の出席となっており、過半数を超えていることをご報告いたします。

次に本審議会につきましては、平成19年3月に制定されました「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」に基づき設置された会議でございます。審議会の役割として、市長の諮問に応じ、条例に規定する人権施策に関する基本方針の策定にあたり、委員の皆様からご意見をお聴きすることとなっており、本日の議題にもありますように、人権施策に関する事業等についても、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、只今から議事の進行を会長へお願いしたいと思います。原会長よろしくお願い致します。

会長

あらためまして、皆さん、こんにちは。

会長の原でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議を、委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1の令和元年度に実施した事業について、事務局から説明をお願いしま

す。

事務局

【令和元年度に実施した事業について説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました「令和元年度に実施した事業」につきまして、ご意見やご質問等はありませんか？

委員

人権のつどい日の参加者が年間10回の開催で人数の合計が440名ということですが、毎月の開催日に同じようなメンバーが参加しているのか、それともそれぞれの開催日で参加しているメンバーが変わっているのか。内訳がわかれば教えてください。

事務局

一昨年の参加人数は、11回の開催で342名でした。昨年は「あかがねミュージアム多目的ホール」を会場として関係団体との共催事業等にも取り組むことで、これまで人権のつどい日に参加したことのない市民の方にもご来場いただくことができたので、参加者が100名程度増加しました。

参加者のうち毎回のように参加されている方が、どのくらいの人数かについて正確な数字は把握できていませんが、1回あたりの参加者が平均して40名程度とすると、そのうち半数程度の人数は頻繁に参加していただいている方々で、残る半数の方々は個別のテーマや講師を選んで参加していただいた方々ではないかと思います。

委員

昨年度の校区別人権教育市民講座については、合計で1,127名の方に参加していただいたと報告がありました。資料の別ページにおいてこの事業に404名の市職員が参加したとの報告がありましたが、この講座の参加者は両方の数字を合わせた1,500人程度の参加であったということで間違いありませんか。

私は南中学校で開催されたこの講座に参加したが、会場は体育館であり、多くの方が来場されていました。他の校区での参加人数をあわせたら、もっと多くの市民が参加されていたのでは。

事務局

「校区別人権教育市民講座」の参加人数については、16会場での全参加者が1,127人となっております、市職員404名もその中に含まれています。

南中学校での開催は金子と金栄校区の合同開催となり、会場は体育館を使用したので、180名程度の参加者がありましたが、他の校区においては大半が公民館の会議室等で開催したことから、100名以上の参加者があった会場はほとんどありませんでした。

委員

校区別人権同和教育懇談会事業の欄に基礎研修と学級学年別研修の参加人数について表記がされていますが、この人数は保護者と生徒を合わせた人数となっているのですか。

また小中学校の児童生徒さんは、どのくらいの学年で同和教育について学習を始めるのですか。

事務局

「校区別人権同和教育懇談会事業」については実施主体が小中学校であり、人権教育課では主に、開催時の講師派遣等の支援業務を行っています。

各学校単位で事業の実施形態はそれぞれ違って、児童・生徒と保護者を同時に参加してもらい実施している学校もありますが、保護者だけ集めて実施している学校もある様です。

人権・同和教育の開始時期については、人権教育については小学校の低学年から取り組んでいますが、同和問題を取り扱った内容の学習については、正しい内容が理解できるだけの学力が必要なので、小学校の高学年から学習しているようです。

会長

他ご意見やご質問ございませんか。

ないようですので、次に、議題2の「人権に関する意識調査」の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【人権に関する意識調査の結果について説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました「人権に関する意識調査」の結果について、ご意見やご質問等はありませんか。

委員

「人権に関する意識調査」について、1,000人に調査票を送付して422名から調査票を回収したとの報告ですが、事務局では400件程度の回収数で市民意識を反映させることができると考えていますか。

また、年齢が20歳以上の市民から送付先を選んだとのことですが、新居浜市で対象となる人数は何人くらいいるのですか。

事務局

アンケートの発送数は1,000人分で、回収率も40%前半と前回の調査とほぼ同じです。予算上の制約もあり、件数は増やせていません。送付先についても無作為抽出で行っていることから、400件程度の数でも、市民の平均的な考え方が表れているものと考えています。

また、調査対象となる年齢が20歳以上の市民については、9万7千人ぐらいの人数です。

会長

他にはございませんか。

ないようですので、引き続き議題3の「新居浜市人権施策基本方針」の改訂について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

【「新居浜市人権施策基本方針」の改訂について説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました「新居浜市人権施策基本方針」の改訂について、について、ご意見やご質問等はありませんか。

委員

質疑無し

会長

特にご意見が無ければ、「新居浜市人権施策基本方針」の改訂については、事務局案のとおり改訂作業に着手することで、ご承認いただけますか。

委員

異議なし

会長

ありがとうございます。引き続いて議題4の「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則の改正について】説明

会長

ただ今、事務局から説明のありました「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」の改正について、ご意見やご質問等はありませんか。

委員

審議会委員の増員に関する提案ですが、どちらの団体や組織に委員の増員を依頼されるかについて、予定があれば教えてください。

事務局

この審議会は市長の諮問機関としての機能がありますので、委員の選出先についても市長が決定することとなりますが、事務局としては現在メンバーとなっている関係機関もしくは団体様に、委員の追加選出をお願いできないかと考えています。

会長

他にご意見が無ければ、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」の改正については、事務局案のとおり改正手続きを行うことでご承認いただけますか。

委員

異議なし

会長

ありがとうございます。最後の議題の「その他」に移りたいと思います。せっかくの機会ですので何でも構いません。委員の皆様からご意見等はありませんか。

委員

今年度についても校区別の人権教育市民講座を来月から開催するとのことでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、来場者を制限するなどの対応は考えているのですか。

事務局

今年度の開催については、全校区とも体育館への会場変更を行っています。体育館の定員というのは確定した数字が無いのですが、緊急時の避難所として使用する場合の定員は

把握しています。この数字から新型コロナウイルス感染拡大を予防出来るよう、ソーシャルディスタンスを考慮した定員を事前に考えて、会場の準備を行います。

その他にも、入場時の検温やマスク着用、消毒液の設置、間隔を取った座席配置等にも十分に考慮するとともに、8月～12月までの開催となるため、感染症の拡大状況にも注視しながら、慎重に事業を進めていきたいと考えています。

委員

心身障害者の団体連合会に所属していますが、私の活動内容についても知っていただきたいと、愛媛県自閉症協会作成の冊子を委員の皆様配布させていただきました。自分自身も活動に関わっていることから冊子へも記事を掲載していますので、よろしければご覧ください。

会長

他にご意見がなければ、予定しておりました議題を終了いたします。皆様のご協力によりまして、すべての審議を終了することができました。

本日は、ありがとうございました。